

令和7年11月15日

トーエイ環境株式会社
代表取締役 加藤 晃 殿
代理人弁護士
東京有楽町法律事務所
弁護士 [REDACTED] 殿

**(仮称) ガーラ・レジデンス洋光台新築計画の敷地内の
土壌汚染調査結果報告書の虚偽記載について (その3)**

(仮称) ガーラ・レジデンス洋光台計画
近隣住民

[REDACTED]

洋光台三丁目町内会長

[REDACTED]

(印鑑省略)

前略 貴社おかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

貴殿等からの回答書(令和7年11月13日付け)を受領いたしました。回答書の内容は、「現場検証及び説明会は開催しない」との結論であると理解しました。

しかしながら、果たしてそれで問題ないのでしょうか。近隣住民として大きな疑問を抱かざるを得ません。代理人として東京有楽町法律事務所の弁護士まで立てられた上で、先に住民が指摘した土壌汚染の1次調査未実施箇所(7箇所)に関する回答として、内容証明郵便の記載内容及び別便で送付された作業時の各測定点の5段階写真(作業前から終了まで)、即ち、合計35枚(7箇所×5枚)の写真が示されました。しかし、これらの資料を精査しても、近隣住民としては多くの疑問と疑念が残る結果となりました。

従って、貴殿等から申し入れがあった「一連の捏造に関する記載」に対する謝罪と「青空を渡さない会」のホームページの該当箇所の削除は、近隣住民の疑問が解消されな

い現状に鑑み、謝罪・削除のいずれも行う必要がないと判断いたします。

代表的な例として、貴殿等が送付された写真(B1-3)の3コマ目のボーリングバーによる穿孔状況の写真(添付1)には、専門的(科学的)観点から見て明確な捏造(合成)の痕跡が認められます。最大の理由は、作業や看板に生じる影の方向が、自然光(太陽光)の条件からみて物理的にあり得ない方向となっている点です。この点については、「第1次調査の作業時の写真は、捏造(合成)写真である！」(添付2)にて、他の要素も含め詳細な解説をしていますので、是非ご確認ください。

更に、代理人弁護士から送付された内容証明及び別便の写真35枚の中には、矛盾する記載や捏造(合成)と推定される画像が複数存在しており、指摘を挙げれば枚挙にいとまがありません。

特に、前述の日差しの方向が、自然科学的にあり得ないという点だけでも、住民が指摘したコンクリート基礎上7箇所調査が未実施であったことを裏付ける重要な証拠であり、未実施であったことはもはや疑いようのない事実です。仮に、本件に関与した弁護士らが、この写真の捏造(合成)写真に関わっていた場合、弁護士資格のはく奪にもつながりかねない重大事案であると強く懸念いたします。

また、弁護士らが関与していなかったとしても、トーエイ環境等が独自に捏造(合成)した写真を準備したとすれば、これは土壤汚染調査の未実施を隠蔽するさらなる悪質な虚偽行為であり、近隣住民の指摘を封じようとした重大な不正といえます。

以上の理由から、住民側が謝罪したり、ホームページ上の記載を削除したりする理由はなく、むしろ貴殿等こそが謝罪と是正行動を直ちに行うべき立場にあると考えます。

なお、本件に関して、内容証明郵便・「申入書」に記載の偽計業務妨害等に係る告訴・提訴を検討されているのであれば、その前に解体工事を事案終了まで延期し、証拠となる現場を保存することが最も重要と考えます。

つきましては、土地所有者であるFJネクストらと協議の上、

- ・ 現場を保存するのか
- ・ あるいは土壤汚染1次調査を再実施するのか

について、11月27日必着での回答を再度要請いたします。

また、再調査を行う際は、試料採取等の全過程を近隣住民立会いの下で公開し、更に近隣住民が指定する調査機関により32地点すべてを再調査することを強く要請します。近隣住民の要請に基づく資料説明会をすべて拒絶し、度重なる虚偽報告や捏造を行ってきたトーエイ環境の調査結果を、もはや近隣住民の誰一人として信用していないことは明白です。

以上

注)本書簡は、個人情報保護をうえて、「青空を渡さない会」のホームページに掲載します。なお、貴殿等からの回答書は、同様に個人情報保護をうえて、ホームページに掲載することを申し添えます。